

イースター休暇中の移動制限及び当館の体制について

●ポルトガルにおける新型コロナウイルス感染者数は、4月9日現在13,956人となっており、感染者数は増加傾向が続いています。

●非常事態宣言延長を受け、以下の移動・集合の制限が課せられております。不要不急の外出を抑制するための警察によるパトロールや検問が全国的に強化されていますので、御留意ください。

・イースター休暇期間（4/9-4/13）の国内空港の閉鎖（貨物及びポルトガル人帰還のための人道的理由によるフライトは除外）

・上記休暇期間中の居住市外への移動を禁止（治療等、緊急を要する目的は除く）。同期間中に仕事/通勤のために居住市外へ移動する場合には雇用主による証明書を携行する必要がある。

・5名以上の集会の禁止（家族は対象人数に含まれない）

●聖金曜日（当地祝日）及び週末（4月10日～12日）は、当館休館日となっております。新型コロナウイルス関連情報は、引き続き、領事メール、たびレジ及び当館ホームページに掲載いたしますのでご覧下さい。

<当館ホームページ>

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

またこの間の大使館への連絡については、以下のメール・アドレスまたは電話にご
連絡をお願いいたします。

・ e-mail : consular@lb.mofa.go.jp

・ 電話 : + 3 5 1 - 9 1 7 - 7 6 9 - 0 1 6

・ 大使館代表 : + 3 5 1 - 2 1 - 3 1 1 - 0 5 6 0

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話 : + 3 5 1 - 2 1 - 3 1 1 - 0 5 6 0

FAX : + 3 5 1 - 2 1 - 3 5 3 - 7 6 0 0

e-mail : consular@lb.mofa.go.jp